コメントの概要とコメントに対する考え方

No.	コメントの概要	コメントに対する考え方
1.	約定取消制度は、貴取引所のリスク管理上・	
	参加者の保護という観点で不可欠な施策と考	
	えており、当該制度変更に賛成致します。	
	パブリック・コメントには明記されておりま	
	せんでしたが、貴取引所が約定取消しが必要	本取引所の市場が混乱するおそれがあり、市
	と判断された場合には、次の場合にも取消権	場秩序の維持のために必要と認めるときは約
	限が及ぶものと理解しております。	定取消を行います。
	1) 値幅制限 (Price limit) 内におけるエラ	
	一取引の約定、2)参加者からの申請がない場	
	合、または10分以内に申請ができなかった場	
	合。上記の取消権限の範囲について、規則に	
	明記して頂ければと存じます。	
2.	「約定価格が市場実勢から著しく乖離する」	
	とはどのようなものか。仔細な数値基準は恣	本取引所の市場が混乱するおそれがあり、市
	意的な問題への対処から難しいこともあろう	場の秩序維持の為に約定取消が必要と認めら
	と考えるが、レベル感(直近の価格の上下○%	れる場合に、本取引所は約定取消を行います。
	以上乖離や、前日の TIBOR 算出値に照らして	
	○%以上乖離、等)を示してほしい。	
3.	「約定価格が市場実勢から著しく乖離する	
	等」の「等」にはどのような事態が考えられ	本取引所の市場が混乱するおそれがあり、市
	るか。	場の秩序維持の為に約定取消が必要と認めら
		れる事態が対象となります。
4.	過誤のある注文が執行された場合に「その他	
	の本取引所が必要と認め」公表する事項には、	約定取消の申し出を行った取引参加者名は含
	約定取消の申し出を行った取引参加者名は含	まれることがあります。
	まれないとの理解でよいか。	